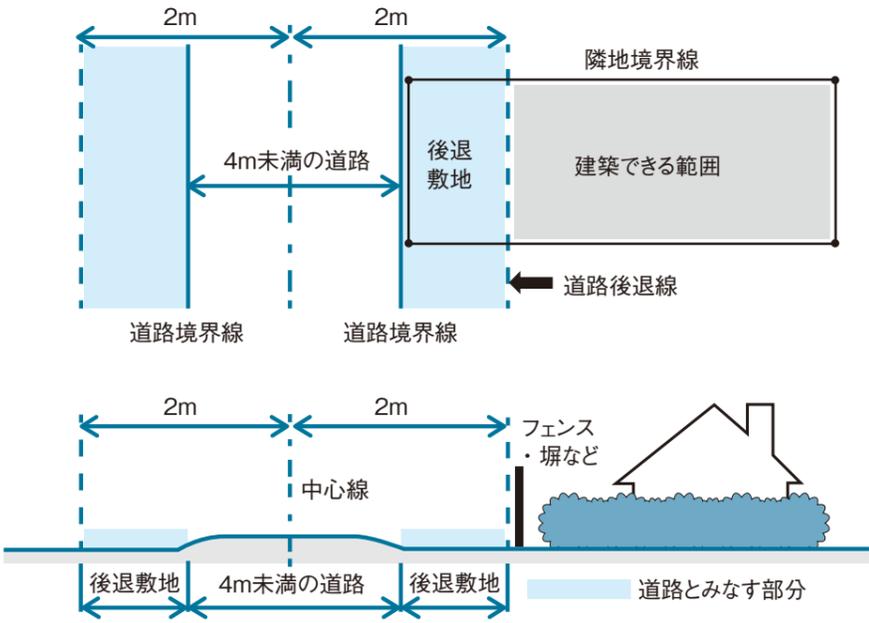


家を建てる時、敷地に接する道路の幅員は4m以上

建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に接していなければなりません。ただし、幅員4m未満の道路であつても建築基準法の適用を受け前から建物が立ち並んでいる道路(法42条2項道路)に接している場合は、建築物を道路の中心線から2mの線まで敷地を後退させることで、幅員4mの道路がある」とみなして建築することができず(左図参照)。また、後退した部分は道路と同じ扱いとなり建物や塀などを造ることはできません。



狭あい道路拡幅整備促進事業

市では「後退用地無償使用承諾書」の提出があつた場合、

- ◆問合先
本 建築課 ☎(21)2441
大 都市建設課 ☎(43)9215
藤 都市建設課 ☎(62)0908
都 都市建設課 ☎(29)1105
西 産業建設課 ☎(92)0314
岩 都市建設課 ☎(55)7768

6月7日(日)～6月13日(土)は危険物安全週間

石油類をはじめとする危険物は、危険物を取扱う事業所はもろろん、国民の生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。毎年この時期を「危険物安全週間」と定め、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を全国的に行っています。平成27年度危険物安全週間推進標語

「無事故へと 気持ち集中はつけよう」

◆問合先

本 消防本部予防課 ☎(22)0119(代)
栃本市消防署または各分署

みんなで防ごう土砂災害 6月は土砂災害防止月間

梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害の被害の防止には、日頃の備え・早めの避難が重要です。日頃から気象情報に注意し、防災ハザードマップを活用して避難場所の確認など土砂災害に備えましょう。

◆問合先

本 危機管理課 ☎(21)2551
栃木土木事務所 ☎(23)3437

6月1日～7日 水道週間 カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口

6月1日～7日は、水道について理解と関心を深めてもらうための水道週間です。水道は、快適なくらしと社会経済活動を支えるライフライン(生命線)として、

とても大切なものです。水道水の安全性

蛇口から出る水道水は、毎日消毒効果を確保するなど衛生的に管理されています。また、定期的に法令に基づく水質基準検査や放射性物質の検査を行い、安全性を確認しています。給水地域の方は、安全性の確認された水道水を利用ください。

◆水道工事の依頼

各家庭の給水装置は、使用者の管理責任となります。工事等を行う場合は、後のメンテナンス等を考慮し指定工事業者を選び、工事費用・工法等を確認して契約してください。

◆漏水事故についてのお願

道路に埋設されている水道管から水道水が漏れている箇所を見かけたら、左記へご連絡ください。

◆問合先

本 水道業務課・水道工務課(水道庁舎内) ☎(25)2100



集合住宅の水道料金等の特例制度

集合住宅を一つのメーターで検針して集合住宅全体の請求が所有者又は管理人になつている場合、特例を受けることができます。

◆第1種集合住宅の特例

使用している戸数を申請することで受けられる特例。使用した水量を口径13mmで戸数均等に使用したとして合計金額を請求します。基本料金は使用戸数分かりますが、超過水量が多いほど金額は安くなります

(使用水量によっては安くない場合もあります) 第2種集合住宅の特例

3階建以上で受水槽があり各戸にメーターがある集合住宅が対象です。今まで所有者又は管理人が行っていた各戸の検針を、市が行い使用者に請求します。特例を受けるための要件等、詳細は左記に問い合わせください。

◆問合先

本 水道業務課 ☎(25)2103
本 下水道課 ☎(21)2418

軽油引取税に係る免税措置の延長

国の地方税法改正法の成立により、軽油引取税に係る免税措置が3年間(平成30年3月31日まで)延長となりました。免税証等の取扱いは以下のとおりです。

○免税証

一括交付で交付した免税証の有効期限は3月31日までとなっていますが、12月31日まで使用できるようにしました。変更の手続きの必要はありません。

○免税軽油使用者証

一括交付で交付した使用者証の有効期限は3月31日までとなっていますが、「交付の日から3年有効」と変更になりましたので、大切に保管してください。

○次回の一括交付の日程

今回の一括交付の日程：場所等は、11月以降に栃木県税務所ホームページや市・JA等の広報紙などでお知らせします。

◆問合先

栃木県税務所 ☎(23)6882

農業者年金受給の方の現況届提出

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。農業者年金受給者の方は、期限までに必ずご提出ください。

◆提出期限

6月末日

◆提出場所

本 農業委員会事務局、各総合支所産業振興課・産業建設課および各支所・出張所

◆提出書類

・現況届を提出しないと、年金の支払いが一時差し止めとなります。・現況届の用紙を紛失・汚損された場合は問合先へ・年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協支店での手続きを行ってください。

◆問合先

本 農業委員会事務局 ☎(21)2393

絵画の寄付

川原田町の島田久子様から絵画3点の寄付をいただきました。いただいた絵画は、庁舎内の展示などで活用します。ありがとうございます。

◆問合先

本 管財課 ☎(21)2605

募集

第11回子ども朗読フェスティバル出場者募集

◆日時
【予選】7月4日(土)・5日(日)9時30分(予定)
【本選】7月27日(月)13時

◆場所 栃木文化会館(旭町)

◆予選 小ホール

◆本選 大ホール

◆対象 幼児から高校生まで

での個人または団体
◆申込 5月30日(土)まで
◆内容 対象図書の中から3分間、個人による朗読または団体による群読発表。審査の上、大賞以下各賞を表彰。

◆問合先

山本有三ふるさと記念館 ☎(22)8805
栃木図書館 ☎(22)3542

栃木市文化振興計画推進懇談会委員(公募委員)の募集

本市の文化芸術の基本的な考えを示し、体系的な施策の展開を図るための「栃木市文化振興計画」を市民協働により推進するにあたり、委員を募集します。◆定員 若干名(書類審査により選考会で決定)◆応募資格 満20歳以上の市民で、本市の文化芸術に関心を持ち、会議(7月頃)から1～2か月に1回程度、平日に開催予定)に参加できる方

◆任期

第一回会議日から平成29年3月末日(予定)

◆内容(役割)

栃木市文化振興計画の各施策の達成度評価及び改善策の検討を行うとともに、長期的計画を要する重点継続課題についても検討する。

※「栃木市文化振興計画」については、市ホームページを参照。

◆報酬 無報酬

◆応募方法 応募用紙(本文化課)に必要事項を記入の上、800字以内の作文(テーマ：栃木市の文化振興を推進するために)と合わせ、7月17日(水)までに直接、郵送、FAX、メールにて左記へ。

◆問合先

本 文化課 ☎(21)2496 / FAX(21)2689 / メールアドレス bunka@city.tochigi.jp

平成27年度秋期 栃木市奨学生募集

市では、経済的に困窮する学生・生徒の方に、奨学金を無利子で貸与します。

◆対象

扶養者が本市に6か月以上居住し、学校教育法で規定する高等学校、専修学校(高等課程、専門課程)、短大または、大学に今年10月に進学または在学中の方で、経済的に修学困難な方

◆定員

若干名

◆貸与額(月額)

○高校、専修学校高等課程 12,000円
○専修学校専門課程、短大、大学
・自宅通学 25,000円
・自宅外通学 30,000円
◆募集期間 6月15日(月)～7月31日(金)
◆問合先
本 教育総務課 ☎(21)2461
市内倭町にオープンした、栃木市アンテナショップまちの駅「コエド市場」で販売する農産物・特産品を随時募集しています。当店舗では、魅力的なとちぎ小江戸ブランドや市の農産物を販売しています。詳細は左記へ。
◆問合先
本 商工観光課 ☎(21)2373